

中国における最近の知財トピックス

2024年2月29日

方信グローバル知財サービス(株)

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号

DFビル6階

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、国家知識産権局の局長会議における報告内容、専利法実施細則改正の十大ポイント、同細則における職務発明の部分の解説、最高人民法院の判例などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 国家知識産権局、発明専利の平均審査期間を16カ月に短縮

—2024年国家知識産権局長会議における国家知識産権局局長の報告から—

2023年の発明専利登録件数は前年比15.4%増の92万1,000件に達し、実用新案登録は209万件、意匠登録は63万8,000件、商標登録件数は438万3,000件、集積回路設計登録は1万1,300件に達した。

また、発明専利の平均審査周期は16ヶ月に短縮され、初めて審査処理件数が受理件数を上回った。商標登録の平均審査周期は4ヶ月で安定し、一般案件の商標登録周期は7ヶ月で安定した。専利スマート審査検索システムが稼働し、商標審査管理システムがアップグレードされている。

2023年、中国の発明専利の審査の正確率は94.2%に達し、専利審査の満足度指数は86.3に達し、14年連続で満足できる範囲に入っている。商標審査、異議、審判の抜き取り検査の合格率はいずれも97%以上を実現している。

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202401/content_6924316.htm

2. 専利法実施細則改正の十大ポイント

本年1月20日、改正専利法実施細則（以下、改正細則）が正式に施行された。本稿は、専利法実施細則の改正内容を全面的に展開するため、読者の便宜を図り、トップ10のポイントを取り上げたものである。

(1) 専利オープンライセンス制度の精密化

中国専利法第4次改正で専利オープンライセンス制度を導入した。専利権者は、国務院専利行政部門に書面を提出していかなる事業体または個人にも専利のライセンスする意思を表明し、実施許諾料の支払い方法及びその基準を明確にする。そして、国務院専利行政部門により公告され、オープンライセンスが実施される。

該制度の実施を保障するため、改正細則において、専利オープンライセンスの声明に関する時期及び要件、オープンライセンスの声明を公告しない状況、オープンライセンス成立後のオープンライセンスの届出などの規定が整備された。例えば、専利権者は、専利権付与の公告後でなければ、オープンライセンスの表明を行ってはならない。専利権が独占的あるいは排他的ライセンスの有効期間中である場合、または専利法の規定に基づく年金を納付していない場合は、オープンライセンスを実施することができない。専利権者は、オープンライセンスの表明を行う場合、または年金の減免を受ける場合、信義誠実の原則を遵守しなければならない。

(2) 実用新案の明白な進歩性審査及び意匠の明白な差異審査の導入

実用新案及び意匠の品質を向上させるため、改正細則において、実用新案の明白な進歩性審査及び意匠の明白な差異審査が導入された。具体的には、実用新案出願に対して、専利法第22条第3項の明白な進歩性審査に適合するか否かの審査、すなわち、実用新案が先行技術と比較して実質的な特徴及び進歩性を有するか否かの審査が追加された。意匠出願に対しては、専利法第23条第2項の明白な差異に係る審査が追加された。すなわち、意匠が既存の意匠または既存の意匠の特徴の組合せと比較して明らかに異なるか否かの審査が追加された。

(3) 信義誠実の原則の遵守

専利法第四次改正により第20条が追加され、専利出願及び専利権の行使は、信義誠実の原則に従わなければならないと明確に規定された。専利法第20条をより運用し易くするために、改正細則では、専利審査の観点から信義誠実の原則の内容を明確にした。専利出願は信義誠実の原則に従わなければならない。虚偽があってはならず、それは拒絶及び無効の理由として規定され、同時に、出願人または専利権者が誠実信義の原則に違反した場合の行政処罰を追加した。

(4) 発明専利権の存続期間の補償に関する規定の明確化

専利法第四次改正により、発明専利権の存続期間の補償に関する関連規定が導入され、国務院専利行政部門の専利審査過程において生じた不合理な権利付与の遅延に対して、相応する専利権の存続期間について補償されることになった。改正細則では、期間補償の請求の時期、補償期間の計算規則等について更に詳細な規定が設けられた。専利権者は、専利権の付与を公告した日から3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に対して、専利期間補償の請求を行う必要があり、補償日数は、合理的な遅延及び出願人によって引き起こされた不合理な遅延の日数を差し引く。例えば、出願人が指定された期間内に通知に対して応答しなかったとき、出願人が遅延審査を申請した場合などである。

(5) 医薬品専利権の存続期間補償規則の明確化

専利法第四次改正では、医薬品専利権存続期間補償制度が新たに設けられ、中国での販売許可を取得した新薬に関連する発明専利権に対して、臨床試験の実施及び行政認可により実際に享有する専利存続期間を一定期間補償することになった。この制度を確実に実施するため、改正細則では、医薬品と専利の適用範囲、期間補償請求の条件、補償金の計算規則などについて、さらに詳細な規定が設けられた。補償が認められる新薬関連の発明専利には、新薬の製品専利、製剤方法専利、医薬用途専利が含まれ、補償期間は、専利出願から新薬が中国で販売許可を取得するまでの日数から5年を差し引いた日数が基準となる。補償期間中、専利の保護範囲は、新薬とその承認された適応症に関連する技術方案に限定される。

(6) 専利情報公共サービスの強化

知的財産権の情報化及びインテリジェント化インフラの建設を強化するため、改正細則では、国務院専利行政部門の専利情報の公共サービス能力を強化する。専利情報を完全、正確かつタイムリーに公開し、専利基礎データを提供し、関連データ資源の開放及び共有、相互接続及び相互運用性を実現することをさらに明確にした。

国家知識産権局は、細則の内容に基づき、国家知識産権ビッグデータセンター及び知識産権公共サービスプラットフォームがサポートする知識産権情報公共サービスシステムを構築する。そして、地域的または専門的な情報公共サービスステーションを主軸とし、社会化された情報サービス機構を出口とすることにより、引き続き知識産権情報の普及及び利用の効果を向上させる。さらに、基礎データの取得コストを削減し、情報消費及びサービスモデルのイノベーションを促進し、経済の転換、アップグレード、質の高い発展に貢献し、経済発展の新たな原動力の形成を促進する。

(7) 専利行政保護の強化

専利法第四次改正では、実施機関、実施レベル、実施措置の三方面を調整することにより、専利行政執行制度を改善した。改正細則では、これを基礎として精緻化され、改善された。その主な内容は、専利法に規定された全国に重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争の状況をさらに明確化し、重大な公益に関わるもの、産業の発展に重大な影響を及ぼすもの、省、自治区、中央政府直轄市などの地域を跨ぐ重大な案件を含む。ま

た、関連する法執行部門が改訂され、専利標示規定の不遵守や専利盗用などの行為は、郡レベル以上の専利執行部門によって処理されるものとする。専利権紛争に関する行政管轄のレベルについて、改正案では、行政管轄のレベルを、専利権に関する業務を管理する縣市、自治区、郷鎮、中央政府直轄市の人民政府部門に拡大した。

（8）職務発明制度の改善

専利法第四次改正により、職務発明に関する権利の処理について、事業体の法的措置に関する規定が追加された。改正細則では、職務関連発明の範囲をさらに明確に規定し、一般に公開されていない事業体の技術情報を事業体の材料及び技術条件の範囲に組み入れ、職務関連発明の制度を通じて、発明対象の商業秘密の保護を強化する。同時に、専利法の知的財産権奨励規定にさらに呼応、強調し、専利権を取得した事業体が以下の株式、オプション、配当等の措置を採用して、財産権優遇措置を実施することを奨励した。エクイティ、オプション、配当、その他の手段により、発明者または考案者がイノベーションの利益を合理的に共有できるようにする。また、科学技術成果の転化促進に関する法律の規定に基づき、授権後の法定インセンティブの基準を適切に引き上げ、転化後の法定報酬の基準を合理的なレベルに調整した。

（9）意匠保護の改善

中国におけるハーグ協定の発効及び実施に協力するため、また、中国における部分意匠の保護及び優先権に関する新たな規定を追加した専利法第四次改正をサポートするため、改正細則では、ハーグ協定に基づき国際登録日が決定された。中国を指定した意匠の国際出願は、国務院専利行政部門に提出された意匠出願とみなし、審査の結果、拒絶理由が発見されない場合、意匠権の付与を決定し、国際局に通知すると規定している。同時に、意匠の部分図及び簡単な説明の提出方式が改善され、意匠の国内優先権の先願は、意匠専利出願であると同時に、発明専利出願及び実用新案専利出願の基礎とすることができることが明確にされた。

（10）出願人及び関連主体への便宜

改正細則では、専利出願制度を改善し、専利出願手続を最適化することにより、出願人が専利権を取得するためのより便利な措置を提供し、関連主体が権利を行使するためのより効果的なサービスを提供する。例えば、強制代理の例外を増やし、出願人または専利権者が自ら先行出願書類の副本の提出及び手数料の納付を処理できることを明確にし、新規性の喪失が生じない状況を緩和する。国務院の関連主管部門が認定した国際機関が開催した学会または技術会議において最初に発表された発明創作は、6ヶ月以内には新規性を喪失しない。優先権回復、追加及び訂正制度、援引加入制度が新たに追加され、出願人が期限内に救済を受ける機会を増やし、出願書類を改善することができる。遅延審査制度が追加され、出願人が専利出願の遅延審査を請求することができ、製品の市場化のタイミングにより合致させることができる。専利権評価報告書の関連規定が最適化され、専利権者及び利害関係者に加え、被疑侵害者も評価報告書の発行を請求することが明確になった。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139124

3. 《専利法実施細則》の職務発明に対する報奨部分の改訂について

職務関連発明の奨励に関する規定は以下のように改訂される。

（1）関連条文

【細則第92条】

専利権が付与された事業体は、発明者または考案者と合意するかあるいは専利法第15条に定める奨励及び報酬の方法及び金額を規定することができる。専利権が付与された事業体が知的財産権の実施、持分、オプション、配当、その他の手段によって発明者または考案者にイノベーションによる利益を合理的に享受させることを推奨する。企業及び事業事業体が発明者または考案者に与える奨励及び報酬は、関連する国の財務及び会計制度の規定に従って処理されるものとする。

【細則第93条】

専利権を付与された事業体が、発明者または考案者と専利法第15条に規定される報奨の方法及び金額について合意しておらず、法律に基づいて制定された規則も定めていない場合、専利権付与の公告の日から3ヶ月以内に、発明者または考案者に報奨を与えなければならない。発明専利1件当たりの報奨金の最低額は4,000元以上であり、実用新案専利または意匠専利1件当たりの報奨金の最低額は1,500元以上である。

専利権を付与された事業体は、発明者または考案者の提案が発明者または考案者の所属する事業体に採用された結果完成した発明または創作については、発明者または考案者に対し優遇して奨励金を与えなければならない。

【細則第94条】

専利権を付与された事業体は、発明者または考案者との間で専利法第15条に規定する報酬の方法及び金額について合意しておらず、法律に基づいて制定した規則にも定めていない場合、《中華人民共和国科学技術成果転化促進法》の規定に従い、発明者または考案者に相応の報酬を与えなければならない。

(2) 解説

(1)報奨金基準：発明者及び考案者の報奨金を、当初の発明3,000元、実用新案・意匠1,000元の最低報奨金基準から、発明4,000元、実用新案・意匠1,500元に引き上げる。

(2)合理的な報酬の基準について：《科学技術成果転化促進法》に適合するように修正し、より運用しやすくする。

4. 悪意による知的財産権訴訟提起の構成要件 -- (2021) 最高法知民終第1353号

このほど、最高人民法院知識産権庭は、悪意で知的財産権訴訟を提起したことによる損害賠償責任をめぐる争いの上訴事件を終結し、被告である侵害者の訴訟行為は悪意訴訟には当たらないと認定し、さらに悪意訴訟の判断基準を明らかにした。

桂林某生物技術有限公司（桂林某社）は、湖南某生物資源有限公司（湖南某社）が提訴した（2018）湘01民初3843号案（以下、3843号事件）訴訟を悪意で提起した知的財産権の訴えであることの確認と経済的損失100万元の賠償、合理的費用50万元の支払いを求めて第一審法院に提訴した。

【経緯】

第一審法院の認定によれば、湖南某社は2016年1月20日に「工業生産に適した羅漢果エキスの調製方法」と題する発明専利権（本件専利）を付与された。2018年5月9日に桂林某社は《中国証券監督管理委員会が当社の公募割当申請を受理したことに関する公告》（本件公告）を発表した。2018年7月13日、湖南某社は法院に対し桂林某社の羅漢果グリコシド（グリコシドV）シリーズ製品の生産、販売、販売の申出による専利権侵害、すなわち第3843号事件で法院に提訴した。この事件において、湖南某社は、桂林某社が公然と羅漢果グリコシド（グリコシドV）シリーズ製品を無許可で大量に生産、販売、販売の申出をした。その製品検査報告書に記載された官能的要求、物理化学的指標、重金属含有量、微生物制御などの点が、湖南某社が専利方法によって調製した製品のものと高度に一致するため、湖南某社の当該発明専利権を侵害するとして、桂林某社に対して、侵害行為の停止と損害賠償を要求した。2018年8月、中国証券監督管理委員会は湖南某社から報告書を受け取り、桂林某社が湖南某社から専利権侵害訴訟を提起されたこと及び湖南某社の専利権無効宣告請求に関連する情報を知らされた。2019年5月20日、法院が調査及び証拠取得の申請を却下したことを知った後、湖南某社は3843号事件の取下げを申請し、法院はこれを認めた。

第一審法院は、湖南某社が3843号事件を提訴した時、当該発明専利権は付与され有効な状態にあり、法律に基づいて訴権を行使しており、主観的に悪質な状況がなかったと判断した。桂林某社は、湖南公司在専利権の安定性がないことを認識し、訴訟を提起していたこと、または訴訟以外の不当な目的があったことを証明する十分な証拠を提出しなかった。湖南某社は3843号事件の訴訟を取り下げたが、これは通常の訴権の行使であり、湖南某社の悪意ある訴訟であることを証明することができなかった。そのため、判決は桂林某社の訴訟請求はすべて棄却となった。

桂林某社は、一審判決を不服として最高人民法院に上訴し、原判決を破棄し、一審判決を変更して一審での訴訟請求を認容するよう求めた。

【最高人民法院の判断】

最高人民法院は次のように認定した。知的財産権訴訟が悪意で提起されたと判断するためには、次の要素を満たす必要がある。①提起された訴訟が明らかに法的根拠または事実に根拠を欠いていること、②提訴者がそれを知っていること、③他人に損害を与えたこと、④提起された訴訟と損害の結果との間に因果関係があること。悪意訴訟の判断は、慎重と謙抑の原則を守るべきであり、そうでなければ、民事上の権利の十分な保護に害を及ぼすだけでなく、社会全体の市民活動や商業活動の不確実性に拍車をかけることになりかねない。当事者の訴訟能力は強弱があり、訴訟過程の進展に伴い、提出された証拠を変更し、訴訟行動を変更する訴訟活動も一般的な状況である。当事者には、訴訟を提起する時期、どのような証拠を提出するか、訴訟を取り下げるかを選択する権利があり、当事者が訴訟における行動を報告したり、不十分な証拠を提出したり、訴訟を取り下げたという事実のみをもって、他人の利益を侵害する目的で訴訟を提起したと結論づけることは困難である。

本案において、まず、湖南某社が明らかに第3843号訴訟を提起する権利の基礎または事実に根拠を欠いていると結論するのは難しい。湖南某社は、桂林某社に対して、専利権侵害の有無を予備的に判断し、専利権者として、専利権侵害があると判断した場合、訴訟を提起する権利を有する。3843号訴訟を提起したことは、予備的な事実に、法的根拠を有し、訴訟には一定の合理性があり、訴訟の法的、事実に根拠がない盲目的な訴訟ではない。第二に、湖南某社が明らかな悪意を持って3843号訴訟を提起したとは認めがたい。本案における両社は、3843号事件の前に専利行政事件が存在する。桂林某社が2回にわたって湖南某社の本件専利権に対し国家知識産権局に無効宣告を請求し、湖南某社が桂林某社の販売前に訴訟を提起したこと及び関連する報告行為は権利擁護のための行為であることを否定しがたく、一定の合理性がある。第三に、湖南某社が証券監督管理委員会に提出した報告書は、捏造された事実ではなく、根も葉もないわけではなく、違法でもない。桂林某社がタイムリーに訴訟に関する情報を開示しなかった理由は、湖南某社が証券監督管理委員会に報告したとき、実際にはまだ3843号事件の起訴状等の応答材料を受け取っていないためであり、湖南某社が証券監督管理委員会に報告したのは、3843号事件の受理後で、両当事者の関連行為はいずれも明らかに不当とは言えない。第四に、湖南某社が2019年5月20日、一審法院に訴えの取下申請した行為は訴権の処分であり不適切とは言えない。湖南某社が報告し、提訴し、その後取り下げたという事実だけで、自らの権利を守るためではなく、他人を侵害する目的で提訴したと認定することはできない。結論として、湖南某社が提起した3843号訴訟は悪意であると結論づけるには不十分である。従って、控訴を棄却し、原判決を支持する。

二審判決は、行為者が明らかに法的根拠、事実に根拠及び正当な理由が欠けていることを知りながらあるいは被疑侵害者が権利侵害を構成しないことを知りながらそれでも訴訟を提起し、相手方に損害を与えた場合にのみ、悪意訴訟に該当することを明らかにした。悪意による訴権の行使や知的財産権の濫用を規制する一方で、訴権や知的財産権を法律に基づいて保護するという司法の方向性を反映した事件である。

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2722.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.comまでお問合せください。よろしくお願いいたします。